

名張市道ネーミングライツ・パートナーの公募について

1. 概要

新たな財源確保の取組の一環として、本市が認定する市道のうち、一部の主要な市道について、令和7年度からの約5年間を期間として、それぞれネーミングライツ・パートナーの公募を行います。

2. 公募内容

対象の名張市道に係るネーミングライツ（命名権）の付与を行うものです。

- (1) 契約期間：令和7年7月1日から令和12年3月31日まで
- (2) 公募金額：1路線につき年間200,000円（税込）以上

3. 対象の市道

本市の1級市道等のうち、次の7路線の市道を今回の公募の対象とします。

- (1) 市道名張駅桔梗が丘線①（路線番号1001）
 - ア. 所在地 国道368号桔梗が丘駅口交差点～市道赤坂夏秋橋線交差点
 - イ. 対象延長 5,154メートルのうち、850メートルの区間
 - ウ. 供用開始 昭和58年7月8日
- (2) 市道名張駅桔梗が丘線②（路線番号1001）
 - ア. 所在地 市道東町中川原線交差点～県道57号線平尾交差点
 - イ. 対象延長 5,154メートルのうち、716メートルの区間
 - ウ. 供用開始 昭和58年7月8日
- (3) 市道東町中川原線及び市道本町夏秋線の一部（路線番号1010.1005）
 - ア. 所在地 県道57号線東町交差点～国道165号夏見北交差点
 - イ. 対象延長 2,139メートルのうち、1,211メートルの区間
 - ウ. 供用開始 平成13年12月18日 平成6年4月1日
- (4) 市道本町夏秋橋線の一部（路線番号1005）
 - ア. 所在地 総合福祉センターふれあい前交差点～市道東町中川原線交差点
 - イ. 対象延長 1,212メートルのうち、887メートルの区間
 - ウ. 供用開始 平成6年4月1日

(5) 市道赤坂夏秋橋線の一部（路線番号1018）

ア. 所在地 県道691号線T字交差点～国道165号名張警察署前交差点

イ. 対象延長 2,572メートルのうち、815メートルの区間

ウ. 供用開始 昭和58年7月8日

(6) 市道桔梗が丘中央線（路線番号1003）

ア. 所在地 国道165号桔梗が丘1交差点～桔梗が丘駅前

イ. 対象延長 2,119メートルのうち、676メートルの区間

ウ. 供用開始 昭和58年7月8日

(7) 市道名張駅東西連絡線（路線番号2064）

ア. 所在地 名張駅東西の駅前広場を結ぶ連絡通路

イ. 対象延長 総延長65メートルの区間

ウ. 供用開始 平成3年10月1日

4. 公募に当たって

対象の市道は、日常的に交通量が多く本市において特に重要な路線であるため、ネーミングライツを活用する事業者にとって、当該市道の利用者に対しての周知効果が期待できると考えています。

なお、今後につきましては、令和7年2月17日から公募を行い、4月上旬にネーミングライツ・パートナーを審査、決定する予定です。